

# 平成 28 年度税制改正結果概要

## (車体課税関係)

○平成 28 年度税制改正の大綱(抜粋) .....	資料 1
(参考)平成 28 年度与党税制改正大綱(抜粋) <基本的な考え方> .....	資料 2
(参考)平成 27 年度与党税制改正大綱(抜粋) <基本的な考え方> .....	資料 3
(参考)平成 26 年度与党税制改正大綱(抜粋) <基本的な考え方> .....	資料 4
○車体課税の見直しの概要 .....	資料 5
(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)	
○新たな重量車排出ガス規制の導入に伴う特例措置の見直し .....	資料 6
(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)	
【自動車重量税・自動車取得税】	
○エコカー減税の概要 .....	資料 7
【自動車税】	
○自動車税のグリーン化特例の概要 .....	資料 8
【軽自動車税】	
○軽自動車税のグリーン化特例の概要 .....	資料 9
(その他参考資料)	
○都道府県の条例に定めるバス車両の取得に係る非課税措置の延長 .....	資料 10
(自動車取得税)	

## 平成 28 年度税制改正の大綱（抜粋）

〔平成 27 年 12 月 24 日〕  
閣 議 決 定

## 四 消費課税

## 2 車体課税の見直し

（地方税）

## (1) 自動車取得税の廃止

自動車取得税は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

同日までの自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。

## (2) 自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）の創設

自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割（仮称）を設ける。これに伴い、現行の自動車税を自動車税排気量割（仮称）とし、現行の軽自動車税を軽自動車税排気量割（仮称）とするなど、所要の措置を講ずる。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割（以下「環境性能割」という。）は、次のとおりとする。

## ① 納税義務者等

環境性能割は、自動車の取得が行われた際に、当該自動車の主たる定置場の所在地において、当該自動車を取得した者に課する。

（注）課税対象となる自動車は、現行の自動車取得税の対象と同一とする

また、国等に対する非課税、相続による取得に対する非課税など、所要の非課税規定等を設ける。

## ② 課税主体

環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として市町村が課す税とする。

ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、道府県が賦課徴収等を行うものとする。

## ③ 課税標準と免税点

環境性能割の課税標準は、自動車の取得価額とし、免税点は、50万円とする。

## ④ 徴収の方法

環境性能割は、申告納付とする（申告書に証紙を貼って納付する方法を原則とし、現金による納付も可能とする。）。

⑤ 環境性能に応じた税率の適用及び非課税

イ 次に掲げる自動車に係る環境性能割を非課税とする。

(イ) 電気自動車

(ロ) 天然ガス自動車で平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 乗用車で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ホ) 車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(へ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス基準値より75%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの

(ト) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの

(チ) 平成21年排出ガス規制に適合する乗用車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(リ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成28年排出ガス規制に適合する自動車又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ヌ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

- ロ 次に掲げる自動車に係る環境性能割の税率を1%（一定税率）とする。  
（上記イに該当するものを除く。営業用の自動車については、当分の間、0.5%（一定税率）とする。）
- （イ）乗用車で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）
  - （ロ）車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）
  - （ハ）車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス基準値より75%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの
  - （ニ）車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
  - （ホ）車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成28年排出ガス規制に適合する自動車又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）
  - （ヘ）車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）
- ハ 次に掲げる自動車に係る環境性能割の税率を2%（一定税率）とする。  
（上記イ又はロに該当するものを除く。営業用の自動車については、当分の間、1%（一定税率）とする。）
- （イ）乗用車で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

- (ロ) 車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）
  - (ハ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス基準値より75%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの
  - (ニ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの
  - (ホ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成28年排出ガス規制に適合する自動車又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）
  - (ヘ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）
- ニ イからハマまでに掲げる自動車以外の自動車に係る環境性能割の税率を3%（一定税率）とする。（営業用の自動車及び軽自動車については、当分の間、2%（一定税率）とする。）
- ⑥ 用途、構造等による特例措置
- イ 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割について、非課税とする措置を平成29年4月1日から2年間に限り講ずる。
  - ロ 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る環境性能割について、現行の自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を平成29年4月1日から2年間に限り講ずる。
  - ハ 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置を搭載した自動車（新車に限る。）に係る環境性能割について、現行の自動車取得税と同様

の課税標準の特例措置を平成29年4月1日から2年間に限り講ずる。

ニ 被災代替自動車の取得に係る環境性能割について、非課税とする措置を平成29年4月1日から2年間に限り講ずる。

⑦ 市町村交付金

道府県は、自動車税環境性能割について、その税込から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。

⑧ 施行期日

平成29年4月1日から施行し、同日以後の自動車の取得に対して課する環境性能割について適用する。

⑨ 税率適用基準の見直し

上記⑤に定める税率適用基準については、2年ごとに見直すものとする。

⑩ その他

課税標準の算定方法、納付の手続き、滞納処分、罰則等に関する所要の規定を整備する。

(3) グリーン化特例の見直し及び延長

自動車税及び軽自動車税において講じている燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化特例」）について、次のとおり適用期限を1年延長する。

① 自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成28年度に新車新規登録された自動車について、以下のとおり、当該登録の翌年度に特例措置を講ずる。

イ 次に掲げる自動車について、税率を概ね100分の75軽減する。

(イ) 電気自動車

(ロ) 天然ガス自動車で平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ホ) 平成21年排出ガス規制に適合する乗用車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ロ 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とす

る自動車に限る。) について、税率を概ね100分の50軽減する。

② 自動車税のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を1年延長し、平成29年度分を特例措置の対象とする。

③ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長し、平成28年度に新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る。）について適用する。

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。

## 平成 28 年度与党税制改正大綱（抜粋）

平成 27 年 12 月 16 日  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成 28 年度税制改正の基本的な考え方

## 5 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年4月1日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直しを行う。

平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長する。また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、1年間延長する。

なお、環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、消費税率 10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成 29 年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。



## 平成 27 年度与党税制改正大綱（抜粋）

平成 26 年 12 月 30 日  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成 27 年度税制改正の基本的考え方

## Ⅲ 社会保障・税一体改革

## 2 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

## (2) 車体課税の見直し

平成 26 年度与党税制改正大綱等における消費税率 10%段階の車体課税の見直しについては、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成 32 年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。

自動車重量税については、消費税率 10%への引上げ時の環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成 32 年度燃費基準の下で、政策インセンティブ機能を回復する観点から見直すとともに、基本構造を恒久化する。また、平成 25 年度及び平成 26 年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる。

軽自動車税については、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入する。この特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。また、二輪車等の税率引上げについて、適用開始を 1 年間延期し、平成 28 年度分からとする。

なお、消費税率 10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第 7 条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う。

## 平成 26 年度与党税制改正大綱（抜粋）

平成 25 年 12 月 12 日  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成 26 年度税制改正の基本的考え方

## 2 税制抜本改革の見直し

## (1) 車体課税の見直し

税制抜本改革法第 7 条第 1 号カの規定及び平成 25 年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

- ① 自動車取得税については、消費税率 8% への引上げ時において、平成 22 年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については 5% から 3%、営業用自動車及び軽自動車については 3% から 2% にそれぞれ引き下げるとともに、平成 26 年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成 27 年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率 10% への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10% 段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

- ② 自動車税については、平成 25 年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で 2 年間延長する。

また、消費税率 10% 段階において、平成 25 年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3% の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反

映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

- ③ **軽自動車税**については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げる。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

- ④ **自動車重量税**については、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から、経年車に対する課税の見直しを行う。

平成27年度税制改正において、現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。

自動車重量税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

# 車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

○平成28年度の自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し及び延長、平成29年度の環境性能割の導入等については、以下の通りとする。

## ＜自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し＞

乗用車のグリーン化特例については、以下の通り要件を見直した上で1年延長。

軽自動車及び中・重量車のグリーン化特例については、現行制度のまま1年延長。

### 【乗用車】

(H28.4～H29.3)

対象車	内容
電気自動車 等	▲75%
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準達成)	
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準未達成)	▲50%
2015年度燃費基準+10%達成	

対象車	内容
電気自動車 等	▲75%
2020年度燃費基準 <b>+10%達成</b>	
2015年度燃費基準 <b>+20%達成</b>	▲50%

### 【軽自動車】

(H28.4～H29.3)

対象車	内容
電気自動車 等	▲75%
2020年度燃費基準 +20%達成	▲50%
2020年度燃費基準 達成	▲25%

### 【中・重量車】

(H28.4～H29.3)

対象車	軽減率
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車	▲75%

＜自動車取得税＞ 消費税率10%引上げ時に廃止する。

＜環境性能割の導入＞ 現行の自動車取得税と比べて負担の軽減を実現。営業用車・軽自動車の上限税率は2%。

### 現行の自動車取得税税率(H27.4～H29.3)

### 環境性能割税率(H29.4～H31.3)

	2015年度燃費基準			2020年度燃費基準		
	達成	+5% 達成	+10% 達成	達成	+10% 達成	+20% 達成
乗用車	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%
軽自動車	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%
営業用	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%

	2015年度燃費基準			2020年度燃費基準		
	達成	+5% 達成	+10% 達成	達成	+10% 達成	+20% 達成
乗用車	3%		2%	1%		0%
軽自動車		2%		1%		0%
営業用	2%		1%	0.5%		0%

### 【重量車】

	2015年度燃費基準				
	未達成	達成	+5% 達成	+10% 達成	+15% 達成
自家用	3%	1.8%	1.2%	0.6%	0%
営業用	2%	1.2%	0.8%	0.4%	0%

	2015年度燃費基準				
	未達成	達成	+5% 達成	+10% 達成	+15% 達成
自家用	3%	2%	1%		0%
営業用	2%	1%	0.5%		0%

＜環境性能割における各種特例措置の確保＞

- 自動車取得税において措置されていた以下の各種特例を環境性能割においても措置する。
- 燃費性能等に応じて軽減された税率と各種特例の両方の適用が可能。

各種特例	内容
条例バス特例	条例に定める路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る環境性能課税を非課税
バリアフリー特例	バリアフリー車両について取得価額から100万円～1,000万円を控除
ASV特例	ASV装置を備える車両について取得価額から350万円(1装置)又は525万円(2装置)を控除

＜平成29年度税制改正における検討事項＞

【自動車税・軽自動車税】  
環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

【自動車重量税】  
自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

※現行エコカー減税については、H21年排出ガス規制Nox・PM10%低減車の税率を、環境性能課税については、H28年排出ガス規制適合又はH21年排出ガス規制Nox・PM10%低減車の税率を記載。

平成28年度

平成29年度

# 新たな重量車排出ガス規制の導入に伴う特例措置の見直し(自動車重量税・自動車取得税)

自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税の対象に、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する車両を追加する。

## 施策の背景

- 大気汚染状況について、大都市地域においても環境基準の達成を将来に向けて確実なものとするため、ディーゼル重量車に対して、平成28年排出ガス規制が導入されたところ。
- また、燃費性能についても、気候変動に関する平成32年以降の国際枠組を構築する動きがある中、地球温暖化対策として、今後も燃費の改善が求められている。
- このような中、税制上の特例措置を講じることにより、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制への適合と平成27年度燃費基準の達成の両立を促し、より環境性能の優れた自動車の普及を促進することが必要。

## 平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制

- 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の規制値を「0.7g/kWh」から「0.4g/kWh」に強化

規制物質	規制値【g/kWh】	
	平成21年 排出ガス規制	平成28年 排出ガス規制
一酸化炭素(CO)	2.22	2.22
非メタン炭化水素(NMHC)	0.17	0.17
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	<u>0.7</u>	<u>0.4</u>
粒子状物質(PM)	0.010	0.010

## 要望の結果

- 自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税について、対象車両に平成27年度燃費基準を達成し、かつ、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する車両総重量7.5トン超のトラック・バスを追加する。

## エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)の概要

(赤字:平成28年度税制改正内容)

〔適用期間〕・自動車取得税(取得税):平成27年4月1日～平成29年3月31日  
 ・自動車重量税(重量税):平成27年5月1日～平成29年4月30日

〔適用内容〕・減税対象車について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用(1回限り)  
 \*1 重量税について、「免税」が適用された後の初回継続検査等(2回目車検)についても「免税」が適用  
 \*2 重量税について、平成27年度税制改正により減税対象外となるもののうち、平成27年度燃費基準達成車においては、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、本則税率が適用(1回限り)  
 なお、初回継続検査等(2回目車検)時に受けられる減免措置については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

## ○乗用車

対象・要件等		税目	特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排ガス規制適合の乗用車)</li> </ul>		取得税	非課税					
		重量税	免税*1					
	燃費性能		平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準		
	排ガス性能		達成	+5%超過	+10%超過	達成	+10%超過	+20%超過
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)	取得税		20%軽減	40%軽減	60%軽減	80%軽減	非課税
		重量税	本則税率*2	25%軽減		50%軽減	75%軽減	免税*1

## ○軽量車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		税目	特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		取得税	非課税					
		重量税	免税*1					
	燃費性能		平成27年度燃費基準					
	排ガス性能		達成	+5%超過	+10%超過	+15%超過	+20%超過	+25%超過
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)	取得税		20%軽減	40%軽減	60%軽減	80%軽減	非課税
		重量税	本則税率*2	25%軽減		50%軽減	75%軽減	免税*1

## ○中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等			税目	特例措置の内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>			取得税	非課税			
			重量税	免税*1			
		燃費性能		平成27年度燃費基準			
		排ガス性能		達成	+5%超過	+10%超過	+15%達成
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年 排ガス規制	75%低減 (☆☆☆☆)	取得税	40%軽減	60%軽減	80%軽減	非課税
			重量税	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税*1
		50%低減 (☆☆☆)	取得税		40%軽減	60%軽減	80%軽減
			重量税		25%軽減	50%軽減	75%軽減
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年 排ガス規制	NOx・PM +10%低減	取得税	40%軽減	60%軽減	80%軽減	非課税
			重量税	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税*1
			取得税		40%軽減	60%軽減	80%軽減
			重量税		25%軽減	50%軽減	75%軽減

## ○重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等			税目	特例措置の内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>			取得税	非課税			
			重量税	免税*1			
		燃費性能		平成27年度燃費基準			
		排ガス性能		達成	+5%超過	+10%超過	+15%超過
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成28年 排ガス規制(※)		取得税	40%軽減	60%軽減	80%軽減	非課税
			重量税	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税*1
	平成21年 排ガス規制	NOx・PM +10%低減	取得税	40%軽減	60%軽減	80%軽減	非課税
			重量税	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税*1
			取得税		40%軽減	60%軽減	80%軽減
			重量税		25%軽減	50%軽減	75%軽減

(※)平成28年排出ガス規制適合車については、車両総重量7.5トン超の車両のみが対象

## 自動車税のグリーン化特例の概要

平成28年度税制改正内容

## ○ 軽 課

〔適用期間〕 ・平成28年4月1日～平成29年3月31日

〔適用内容〕 ・適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等			特例措置の内容	
乗用車等 (乗用車、車両総重量 3.5t以下のバス・トラック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合の乗用車)</li> </ul>		概ね75%軽減	
	ガソリン車 (ハイブリッド車 を含む)	排ガス性能	燃費性能	
		平成17年排ガス規制 75%低減 (☆☆☆☆)	平成32年度燃費基準+10%達成	概ね75%軽減
	平成27年度燃費基準+20%達成		概ね50%軽減	
重量車 (車両総重量3.5t超の バス・トラック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		概ね75%軽減	

## ○ 重 課

〔適用内容〕 ・新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※1) : 概ね15%重課(※2)

- ・ガソリン車、LPG車 : 13年超
- ・ディーゼル車 : 11年超

※1 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※2 バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課



## 軽自動車税のグリーン化特例の概要

(平成28年度税制改正内容)

## ○ 軽 課

〔適用期間〕平成28年4月1日～平成29年3月31日

〔適用内容〕適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限る、当該年度の翌年度(平成29年度)分について特例措置が適用

対象・要件等				特例措置の内容
乗用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)</li> </ul>			概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能	
		平成17年排ガス 規制75%低減 (☆☆☆☆)	平成32年度燃費基準+20%達成	概ね50%軽減
			平成32年度燃費基準達成	概ね25%軽減
軽貨物車	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)</li> </ul>			概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能	
		平成17年排ガス 規制75%低減 (☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
			平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

## ○ 重 課

〔適用内容〕初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車：概ね20%重課  
(平成28年度分以後)

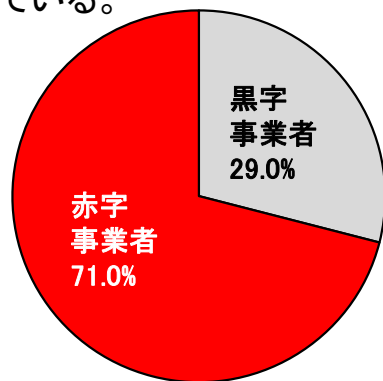
※ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く

地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命を果たすとともに、高齢者や障害者をはじめとする誰もがアクセスしやすい公共交通機関としての役割の維持や環境にやさしい交通体系の構築を促進するためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要である。

・輸送人員の減少 ・景気低迷 ・燃料価格の高止まり 等  
⇒バス事業者の経営は厳しい状況

## 乗合バス事業者の収支状況

乗合バス事業者の7割強が赤字事業者となっている。



※平成25年度



車両  
代替  
を促進



路線維持

バリアフリー化

環境性能向上

車両価格1,700万円の場合  
自動車取得税【減税額】約31万円

## 要望の結果

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を平成29年3月31日まで延長する。